

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂（第11回）について

一般社団法人監査懇話会

2025年3月

【はじめに】

会社法により大会社の場合、「企業及び企業集団における内部統制の構築」が義務付けられており、更に金融商品取引法により上場会社は、「連結グループにおける財務報告に係わる内部統制の評価」が求められています。その他の中小会社においても内部統制システムの構築は、重要な課題になっています。しかし、こうした内部統制の強化にもかかわらず企業不祥事は後を絶たないことから、監査懇話会では監査役が行うべき標準的な職務を怠りなく遂行出来ることを目指して、2011年3月に「監査役職務確認書」を作成し、公表しました。さらに、「監査役職務確認書」の業務監査に関する項目の「5. 会社法に基づく内部統制監査」及び「11. 企業集団に関する監査」について、監査役の職務をさらに具体的にしていく必要があると判断し、「監査役職務確認書」の姉妹版としての「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を2013年2月に公表し、これまで10回の改訂を行って参りました。監査役が的確な監査を行うためには、監査業務の品質を高めることが重要です。この「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を利用して、監査の着眼点の拡大と監査技術の向上に役立てていただければ幸いです。

【第11回改訂について】

第11回改訂においては、重要な関連法令等の改訂はなく、会社法編・金融商品取引法編ともに、実質的な内容の改訂は行わず、参考文献の改訂及び追加3カ所のみとなります。

第10回改訂(2024年版)において、会計監査人との連携「監査のポイント9、10」において、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書及び倫理基準が改正されたことに伴う改訂を行いました。第11回の改訂は、この内容に関する実務指針のアップデート以外の改訂はありません。改訂は新旧対照表のとおりです（改訂箇所3か所を網掛で表示）。

今後とも、本確認書をより多くの監査役の皆様にご活用頂き、企業集団全体の健全な発展に貢献されることを願っております。

以上